

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	市指定有形文化財の現状変更等許可条例に従わなかった者への行為停止命令又は許可の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市文化財保護条例第15条第4項
根拠条項	栃木市文化財保護条例第15条第1項及び第3項
参考事項	
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市文化財保護条例第15条第4項</p> <p>第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる</p>
	<p>栃木市文化財保護条例第15条第1項</p> <p>市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>
	<p>栃木市文化財保護条例第15条第3項</p> <p>教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる</p>